

# 子どもに対する手当の増額と年少扶養者控除廃止の影響

## ～世帯構成別及び所得別の影響試算～

調査情報担当室 鈴木 克洋

### 1. 復興財源として注目された子ども手当

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害額は、内閣府の推計で約 16.9 兆円と見積もられており<sup>1</sup>、その復旧復興のために、今後、数年間にわたって多額の財政支出が必要となると見込まれている<sup>2</sup>。その一方、我が国の国及び地方の長期債務残高は 892 兆円程度（GDP 比 184%、平成 23 年度末見込み）まで積み上がるとされ<sup>3</sup>、復興財源を新規公債発行で調達した場合には、財政にとって更なる負荷になることが懸念されている。こうした財政情勢から、既存の歳出見直しを行って復興財源の一部に充てるべきであるという議論が存在し、その見直し対象の一つとして、平成 23 年度当初予算に計上された子ども手当の経費 2.2 兆円などが挙げられている。実際、平成 23 年度 1 次補正予算において、子ども手当の経費の一部（0.2 兆円）が震災復旧復興のための経費に組み替えられている。

しかし、ここで次の点に注意しなければならないだろう。予算に計上されている子ども手当には従来の児童手当相当額分が含まれている点（第 2 節）、子ども手当の財源として既に年少扶養控除が廃止されおり、子供を養育する世帯は増税になっている点（第 3 節）などである。このため、制度の単純な廃止や給付費の削減はむしろ子どもを養育する世帯の実質的な負担の増加にもつながりかねない。そこで、以下では、児童手当と子ども手当の関係について制度及び財政の両面から整理するとともに、子どもに対する新たな手当制度導入と税制改正の 2 つの制度変更によって子供を養育する世帯への影響を中心に整理をする。

---

<sup>1</sup> 内閣府（防災担当）「東日本大震災における被害額の推計について」（平成 23 年 6 月 24 日）。なお、被害額はストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）のみの集計であり、また被害の詳細が判明するに伴い被害額の変動がありうるとしている。

<sup>2</sup> 政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日）において、東日本大震災の復興事業費は今後 10 年間で 23 兆円（国・地方合計ベース）を見込み、平成 27 年度までの 5 年間の「集中復興期間」で 19 兆円（うち 6.1 兆円は、平成 22 年度予算予備費、平成 23 年度 1 次補正及び 2 次補正で措置）になるとしている。

<sup>3</sup> 財務省「財政関係基礎データ」（平成 23 年 4 月）。平成 23 年度当初予算ベース。

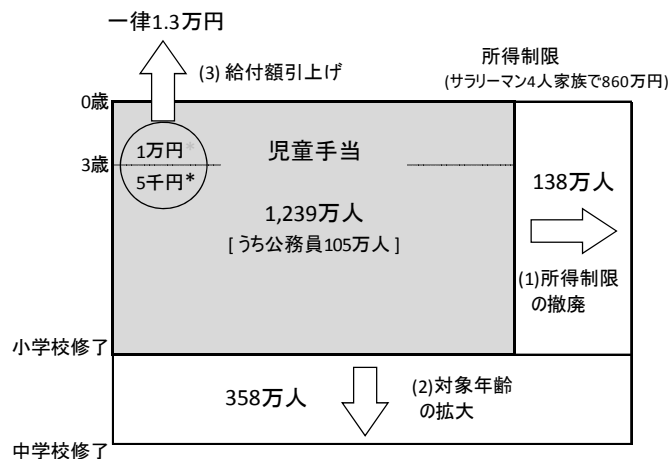
## 2. 児童手当制度と子ども手当制度の概要

### 2-1. 子ども手当創設による制度の拡大

児童手当制度は、子育て世帯に対する経済的支援策として、昭和47年度に導入され、それ以降、支給内容を拡張する方向で改正されてきた。平成21年度時点での児童手当制度の支給内容は、(1)所得制限を行った上で、(2)小学校修了までの児童を対象に、(3)3歳未満の児童及び3歳以上の第3子以降の児童に月額1万円、3歳以上の第1・2子の児童に月額5千円を、(4)その子どもの養育者に対して給付するというものである。また、本制度の財源については、対象児童の年齢や養育者(受給者)の職業属性・所得状況に応じて、国、都道府県、市町村及び事業主が一定の割合のもと、それぞれが負担するものであった<sup>4</sup>。

一方、子ども手当制度は、平成21年7月の民主党のマニフェスト<sup>5</sup>(政権公約)に掲げられた主要政策の一つであり<sup>6</sup>、平成21年9月の民主党を中心とする連立政権<sup>7</sup>の誕生で平成22年4月から実施されることになった<sup>8</sup>。その子ども手当制度における給付内容は(図表1)、(1)所得制限は行わず、(2)中学校修了

図表1 子ども手当による制度の拡充(平成22年度当初予算ベース)



(注1) 平成22年度予算ベース。人数はそれぞれの手当の支給対象児童数を表す。

(注2) \*は3歳以上の第1・2子の給付額。第3子以降は1万円。

(出所) 厚生労働省資料から作成

<sup>4</sup> 児童手当制度の詳細については、拙稿「現金給付型の子育て支援の現状と課題～児童手当制度を中心に～」本誌第73号(平成21年12月)で整理している。

<sup>5</sup> 「民主党の政権政策 Manifesto2009」(平成21年7月27日)。

<sup>6</sup> 平成21年の民主党マニフェストにおいては、子ども手当を創設し、中学卒業までの子ども一人当たり月額2万6千円(平成22年度は半額の1万3千円)を支給するとしていた。

<sup>7</sup> 民主党、社会民主党、国民新党の連立政権(ただし、社民党は平成22年5月30日に政権離脱)。以下、民主党連立政権という。

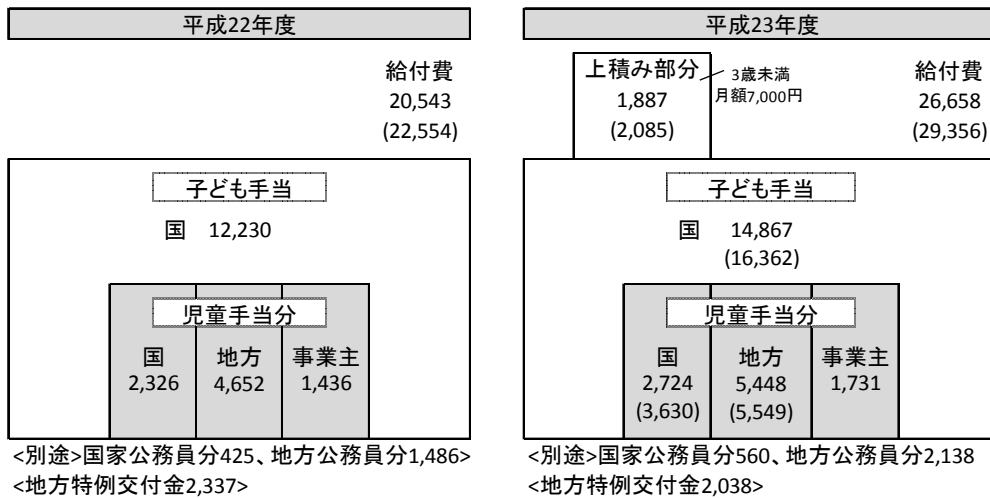
<sup>8</sup> 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第19号)

までの児童を対象に、(3)一律月額1万3千円を、(4)その子どもの養育者に対して給付するというものとなり、給付額及び給付対象が拡大することとなった。

## 2-2. 子ども手当制度は児童手当制度の上に乗る2階建ての構造

ただし、この子ども手当制度は、時限立法による措置となった。これは多額の給付費<sup>9</sup>に対して財源確保や財源負担の在り方などをめぐって議論が収束しなかったことが背景にあるためである。こうした状況から、平成22年度に子ども手当を導入するに当たっては、平成23年3月末までの1年限りの立法としたほか、従来の児童手当制度は廃止せずにこれを子ども手当の一部として認識し、児童手当対象分の負担は従来どおり国、都道府県、市町村及び事業主が負担するものとした<sup>10</sup>。つまり、子ども手当制度は、児童手当制度を存続した上で、その上にかぶせるような形(2階建て)で制度設計されている(図表2)。また、平成23年度の子ども手当も3歳未満児童に対する給付額を7千円上積みして

図表2 子ども手当の制度の概要(当初予算ベース)



(注1) 単位は億円。いずれも当初予算ベース。

(注2) ( ) は、公務員を含めた場合かつ地方特例交付金による地方負担の軽減を図った場合の金額。なお、平成22年度の内訳は公表されていない。

(注3) 平成23年度は、法案の撤回及び1次補正予算の成立で、上積み部分は存在しない。

(出所) 厚生労働省資料から作成

<sup>9</sup> 平成21年の民主党マニフェスト記載の子ども手当を完全実施した場合、総額で5.3兆円の給付費になると試算されている。

<sup>10</sup> なお、児童手当における所得制限は政令で規定されているが、平成22年度子ども手当支給法においてその規定の適用を除外している。この措置に伴い地方負担は増加することになるが、国から地方へ地方特例交付金を支給することで地方の負担軽減を図っている。

2万円にする以外は、22年度同様の制度設計とし、1年間の時限立法として提案された<sup>11</sup>。しかし、いわゆる「ねじれ国会」の中、平成23年3月末までに成立する見込みがなくなったこと等から、この法案は撤回され、平成22年度の子ども手当が平成23年9月末まで半年間延長されることとなった<sup>12</sup>。なお、平成23年10月から平成24年3月までの残り半年間については、民主党・自由民主党・公明党の3党合意<sup>13</sup>に基づき、支給額等を修正した上で、特別措置法<sup>14</sup>で措置されることとなった（2-4節で後述）。

### 2-3. 児童手当制度と子ども手当制度について財政面からの整理

以上の児童手当と子ども手当の給付額及び負担者について財政面から確認する（図表3）。当初予算ベースで見ると、給付費総額①は、平成21年度の児童手当の約1兆円（うち国負担分②は約0.27兆円）であった一方、平成22年度の子ども手当は約2.2兆円（うち国負担分②は約1.7兆円）、平成23年度の子ども手当は約2.9兆円（うち国負担分②は2.2兆円）と大幅に増加している。

ただし、2-2節のとおり、この子ども手当の給付額には、従来の児童手当対象分も含まれることになる。その児童手当対象分の金額③は、平成22年度では約0.8兆円、平成23年度では約1兆円に上る<sup>15</sup>。このため、例えば予算計上された子ども手当全額（平成23年度では国負担分約2.2兆円）を他の歳出に組み替えるならば、従来の児童手当相当分も全額削減されることを意味する。

なお、2-2節のとおり、平成23年度については、法案の撤回及び前年度の法律の延長（9月末まで）により、3歳未満児童を対象にした上積み分が撤回されており、当該経費相当分の約0.2兆円は既に1次補正予算において震災復興のための歳出に組み替えられている。

### 2-4. 平成23年10月以降の子育て支援のための手当制度

このように子ども手当制度は平成23年9月末までとなっているが、平成23年10月以降の残り半年間については、子ども手当の特別措置法を制定することによって、(1)所得制限を行わない点と(2)中学校修了までの児童を対象にする

<sup>11</sup> 平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（第177回国会閣法第9号）

<sup>12</sup> 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成23年3月31日法律第14号）

<sup>13</sup> 「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日）（民主党・自由民主党・公明党の3党合意）

<sup>14</sup> 平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第107号）

<sup>15</sup> いずれも公務員を除くベース。公務員に対する給付は、制度上、支給対象者の所属庁が負担することになっている。

図表3 児童手当及び子ども手当の給付額等

	平成21年度 当初	平成22年度 当初	平成23年度		
			当初	1次補正	特別措置 H23.10~H24.3
制度	児童手当	子ども手当	子ども手当		
支給対象児童数 (万人)	1,252	1,735	1,720		
うち児童手当対象	1,252	1,239	1,196		
手当額 (円)	3歳未満	10,000	20,000	13,000	15,000
	3歳~小学生修了	第1・2子5,000 第3子10,000	13,000	13,000	
	中学生	-	13,000	13,000	10,000
受給者(養育者)の所得制限	あり	なし	なし		
給付総額① (億円) (a+b+c+d+e+f)	10,160	22,554	29,356		22,000 ~23,000
＜財源＞					
地方負担	児童手当対象分 a	5,020	4,652	5,448	
事業主負担	児童手当対象分 b	1,786	1,436	1,731	
国負担	児童手当対象分 c	2,510	2,326	2,724	
	子ども手当対象分 d	-	12,230 ※1	16,754 ※2	▲ 1,887
	(c+d)	2,510	14,556	19,479	▲ 1,887
国負担	国家公務員分 e	181	425	560	▲ 198
地方負担	地方公務員分 f	662	1,486	2,138	
(再掲) 国負担分② (c+d+e+g)		2,691	17,318	22,077	▲ 2,085
	うち地方特例交付金 g	-	2,337	2,038	
(再掲) 児童手当対象分③(a+b+c)		9,316 ※3	8,414 ※3	9,903 ※3	

(注1) いずれも予算ベース。なお、平成23年度の特別措置の数値は、民主・自民・公明3党合意文書(H23.8.4)に基づく。四捨五入の端数処理のため合計と合致しない場合がある。

(注2) ※1は平成22年4月～平成23年1月分の10か月を計上。※2は3歳未満の給付上乗せ分について平成23年4月～平成24年1月分の10か月を計上。※3は公務員を除く額。

(注3) 公務員分の児童手当対象分及び子ども手当対象分の内訳は公表されていない。

(出所) 各年度予算、厚生労働省資料から作成

点は維持しつつ、(3) 3歳未満の児童及び3歳以上の第3子以降の児童に月額1万5千円、3歳以上の第1・2子の児童に月額1万円、中学生の児童には一律1万円に支給額することになり<sup>16</sup>、これによって給付総額も減額される見込みとなっている<sup>17</sup>。

そして、平成24年度以降の子育て世帯に対する手当制度については、上記の特別措置法の支給額等を基に、所得制限を導入して、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずるとされている<sup>18</sup>。このうち所得制限の導入にあたっては、その基準や所得制限超過世帯に対する税制上・財政

<sup>16</sup> なお、当該手当は4か月ごとに支払われるため、平成24年10月に支給される手当は、旧法に基づく6～9月分になる。今回の特別措置法に基づく手当は10月～翌年1月分が2月に、2～3月が6月に支払われることになる。

<sup>17</sup> 給付総額の減額は、今後の補正予算で措置される予定である。

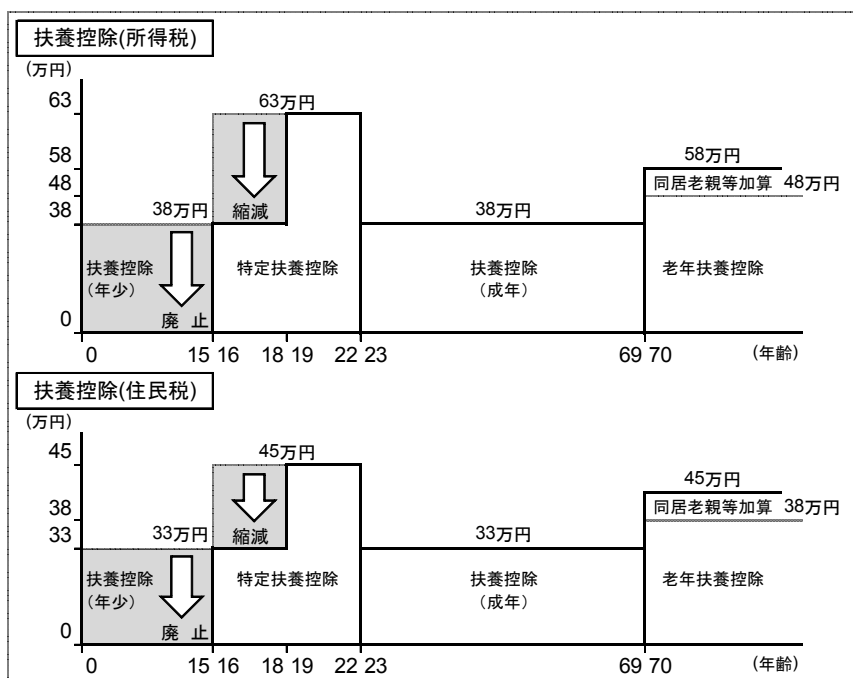
<sup>18</sup> 平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法案附則第2条。

上の支援を検討し、所要の措置を行った上で、平成 24 年 6 月分以降の給付から適用することになっている。

### 3. 子ども手当創設に伴う年少扶養控除の廃止

2 節のとおり子ども手当の創設によって子育て世帯に対する給付額が増加した一方で、民主党連立政権は、「(所得) 控除から手当へ」の切替えを掲げており<sup>19</sup>、平成 22 年度の子ども手当の創設にあわせて、所得税及び住民税の扶養控除のうち 0～15 歳に係る分 (年少扶養控除) が廃止されることになった<sup>20</sup> (図表 4)。所得控除制度は、課税ベースとなる課税所得の算出に当たって、1 年間に得た総所得金額から、世帯構成に対する考慮や個人的事情に適合した応能負担の実現を図ることなどのために一定の金額を控除するものであり、これら控除する金額が多ければ (少なければ)、税負担は軽く (重く) なる。つまり、今回の年少扶養控除の廃止は、所得控除できる金額が減少するため、当該年齢の子どもを養育する世帯にとっては税負担が重くなること (増税) を意味する。

図表 4 年少扶養控除等の廃止の概要



(出所) 財務省資料等から作成

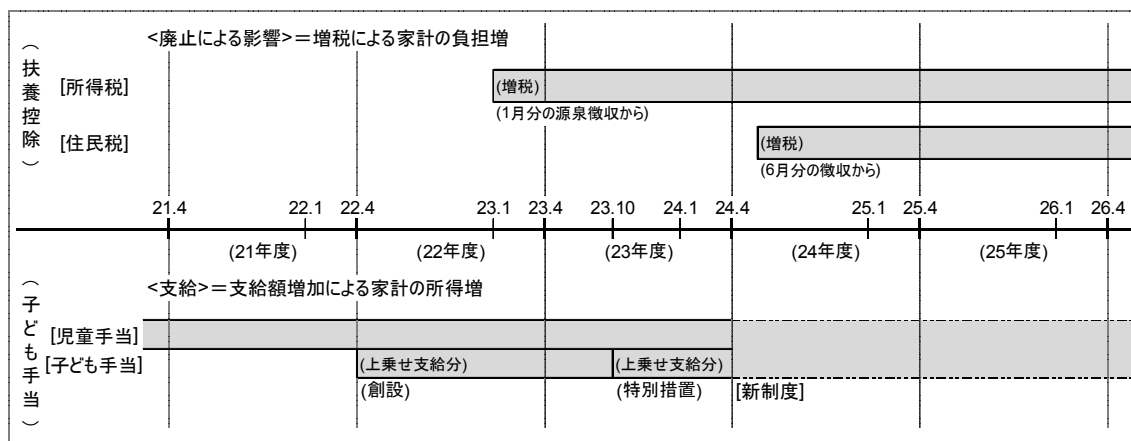
<sup>19</sup> 「民主党政案集 INDEX2009」(平成 21 年 7 月 17 日)

<sup>20</sup> 所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年 3 月 31 日法律第 6 号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年 3 月 31 日法律第 4 号)。なお、年少扶養控除の廃止とともに「高校授業料無償化」制度の導入に伴って 16～18 歳に係る特定扶養控除も縮減されている。

また、図表5のとおり、子ども手当創設による支給額上乗せは、増税に先行して平成22年4月から実施され、当初は世帯収入は増加するが、その後増税が着実に実施される(所得税は平成23年1月から、住民税は平成24年6月から)。子どもを養育する世帯にとって、これらの2つの制度改正によって子育て支援として実質的な収入が増えるか否かは、年少扶養控除制度が復活しないならば、ひとえに給付金額に依存するところが大きくなるだろう。

なお、これら扶養控除の廃止に伴う増収分<sup>21</sup>については、最終的には子ども手当の財源に活用することが国民に負担増をお願いする趣旨に合致するとし、子ども手当の財源の一部になっていると認識されている<sup>22</sup>。

図表5 子ども手当等と年少扶養控除の廃止の導入時期



(出所) 財務省資料等から作成

#### 4. 手当の増加と増税による世帯別の影響試算

第2節及び第3節でみたように、子供を養育する世帯においては、子ども手当制度や平成24年度以降の手当制度(以下「新手当制度」という。)の導入に伴って、従来の児童手当制度より給付額が増加する一方、年少扶養控除の廃止によって税負担が増加することになった。これらの制度改正は世帯の収入に対してプラスとマイナスの両面から影響を及ぼすことになるが、全体としてどちらの影響が強くなるのだろうか。特に、税制は世帯構成に応じて課税ベースが異なってくるため、ケースに分けて検証する必要がある。そこで本節では、

<sup>21</sup> 年少扶養控除の廃止により所得税は初年度 818 億円、平年度 5,185 億円、住民税は平年度 4,177 億円の増収が見込まれている(財務省及び総務省資料)。

<sup>22</sup> 「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」(平成21年12月23日)。国家戦略担当・内閣府特命担当、総務、財務及び厚生労働の4大臣による合意。

図表6 制度改正による世帯別試算の前提

- (1) 試算対象とする世帯構成は次の3パターンを用意する。
- ①世帯主（給与所得者）＋配偶者（無職<sup>23</sup>）＋3歳未満の子
  - ②世帯主（給与所得者）＋配偶者（無職）＋小学生の子
  - ③世帯主（給与所得者）＋配偶者（無職）＋中学生の子
- (2) 新手当制度導入に伴う給付増による実質収入増の影響は、  
「新手当制度における給付額－児童手当給付額」として計算する。  
なお、新手当制度における給付額は、特別措置法に基づき平成23年度10月分以降に適用される給付額を基準とした。ただし、平成24年6月分以降の所得制限の詳細は不明のため、所得制限はないものと仮定した。
- (3) 年少扶養控除廃止に伴う税負担増加による実質収入減の影響は、  
「年少扶養控除廃止後の課税額－同控除廃止前の課税額」として計算する。  
なお、年少扶養控除廃止後の納税額は、所得税・住民税ともに同控除の廃止が適用された時点（平成24年6月）以降を基準とする。

これら制度改正の影響を試算することとする。試算にあたっての前提は図表6のとおりである。

これらを基にして試算した結果は図表7のとおりである。図表7は3つの世帯構成別に総所得金額に応じて、制度改正がどの程度実質収入（年間額）を変化させたかを示すものである。具体的には、制度改正前の実質収入から制度変更後の実質収入を除いて計算した。このうち、(2)の新手当制度の導入に伴う収入増加分は緑色の部分であり、(3)の年少扶養控除廃止による増税に伴う収入減少分は、青色部分（所得税分）と赤色部分（住民税分）である。また、黒線はこれら収入の増加と減少を相殺した場合の最終的な実質収入の変化を表す。

はじめに、(3)の年少扶養控除廃止による収入減の影響からみる（青色及び赤色の部分）。本節で想定した3つの世帯にとって、子供に係る年少扶養控除が廃止されることは共通の事項であるため、これに伴う収入減少の内容は全く同じ態様を示す。本試算では、所得税（青色部分）の増税による収入の減少幅は、世帯主の総所得金額が高くなるほど階段状で大きくなっていくことが示されている。これは所得税が超過累進課税制度となっており、課税所得に応じて5～40%の6段階の税率が適用されていくためである。他方、住民税は、税率は一

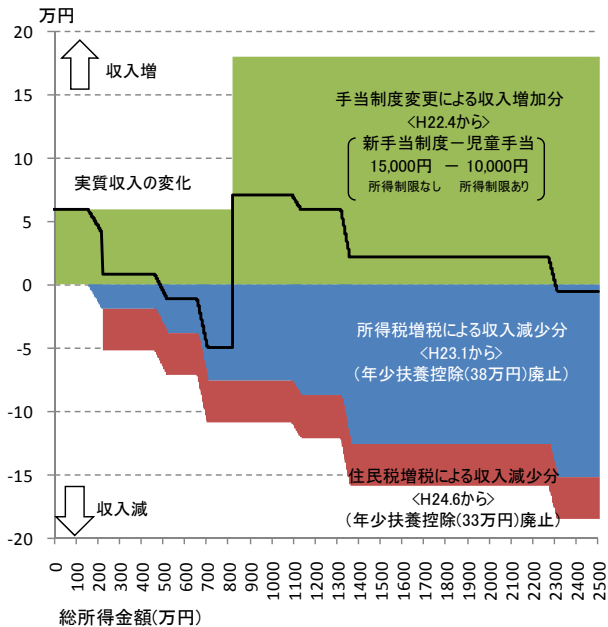
<sup>23</sup> 配偶者の所得を無職と仮定したが、これは配偶者控除が適用される旨を明確にするためであり、税法上、配偶者所得が103万円までならば、この想定範囲に含まれることになる。

また、本試算は制度変更による実質収入の変化を見ることを目的としているため、共働き世帯の場合であっても配偶者の所得に変化が生じないため、本試算とほぼ同じ結果となる。

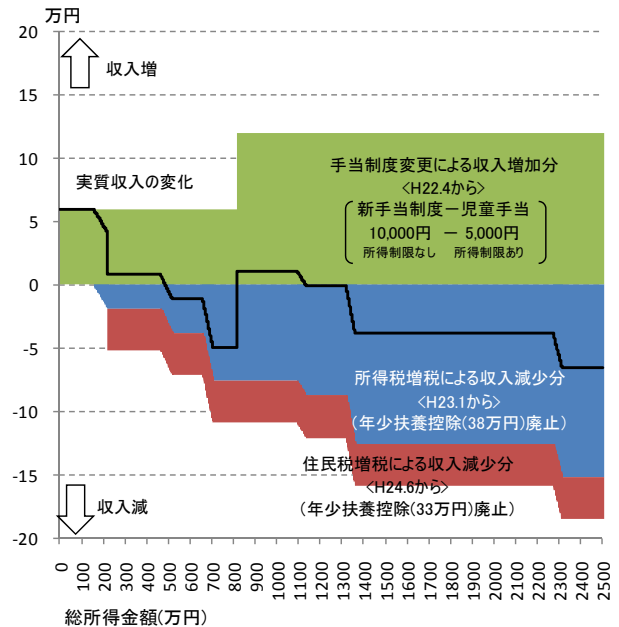


図表7 制度改正に伴う実質収入(年額)の変化(試算)

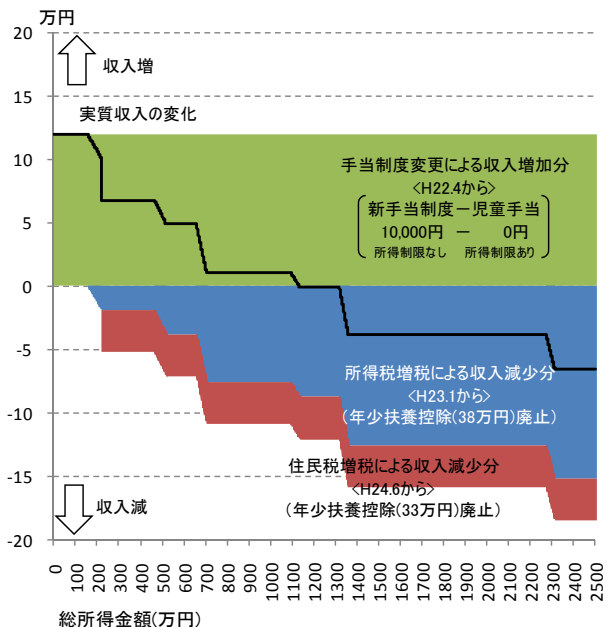
【①世帯主+配偶者+3歳未満の子】



【②世帯主+配偶者+小学生の子】



【③世帯主+配偶者+中学生の子】



(注) 試算方法は次のとおり。

【共通】 総所得金額は世帯主の給与所得のみと仮定し5千円刻みで算出。年額ベース。

【手当制度】 児童手当は平成21年度時点の児童手当法令に則って算出。新手当制度は平成23年度特別措置法に基づいて平成23年10月から実施される支給額を基に算出。ただし、新手当制度は、平成24年6月分以降に適用される所得制限の詳細が不明のため、所得制限はないものと仮定した。

【税制】 所得税法令及び地方税法令に則って算出。配偶者は無職と仮定。社会保険料控除は財務省の近似式を利用。生命保険料控除・住宅ローン控除等の特別な控除は勘案していない。

(出所) 筆者作成

律 10%（住民税所得割(道府県) 4% + 同(市町村) 6%）であるため、総所得金額に限らず収入の減少幅は一律（▲3.3 万円）である。本試算における収入減少幅は、例えば総所得金額が 300 万円の世帯主では▲5.2 万円、600 万円では▲7.1 万円、900 万円では▲10.9 万円と試算された。

次に、(2)の新手当制度導入に伴う収入増の影響をみる（緑色部分）。これについては、世帯の類型によって特徴が見られる。まず、①の 3 歳未満の子と②の小学生を養育する世帯をみると、総所得金額が 818 万円程度のところで収入増加幅の段差が確認できる。これは、従来の児童手当制度では所得制限があった一方で、新手当制度に所得制限は設定されないと仮定したためである。つまり、従来の児童手当制度では所得制限を超過して手当を受給できなかった世帯は、新手当制度の給付額分がまるまる収入の増加分となるため、収入増加幅が大きくなる<sup>24</sup>（3 歳未満では年間+18 万円、3 歳以上では+12 万円）。その一方、従来から児童手当を受給していた世帯は、新手当制度と児童手当の差額分だけの収入増にすぎないので収入増加幅はそれほど大きくない（いずれも+6 万円）。また、③の中学生を養育する世帯については、従来の児童手当制度では支給対象外であったため、新手当制度が中学生修了前までに延長されることで、新手当制度における給付額分がまるまる収入の増加分となる（+12 万円）。

そして最後に、これら(2)の給付額増加に伴う収入増加分と(3)の増税に伴う収入減少分を相殺した最終的な実質収入の変化（黒線）をみる。この結果は、以下の 3 つの点に整理できるだろう。

第 1 に、①～③のいずれの世帯とも、総所得金額の比較的低い世帯（特に非課税世帯）は、実質収入の増加幅が大きくなっている点である。特に、③の中学生を養育する世帯のケースでは、総所得金額が高ければ高いほど、実質収入増加幅が縮小もしくは実質収入が減少するという、所得金額と実質収入額が反比例の関係にあることがみえる。

第 2 に、①の 3 歳未満の子と②の小学生を養育する世帯のうち、総所得金額が 500～800 万円程度<sup>25</sup>の中所得階層においては、制度改正によってむしろ実質収入が減少してしまっている点である。国民生活基礎調査<sup>26</sup>によれば、児童のいる世帯においてこの所得階層に属する世帯は少なくない<sup>27</sup>（図表 8）。

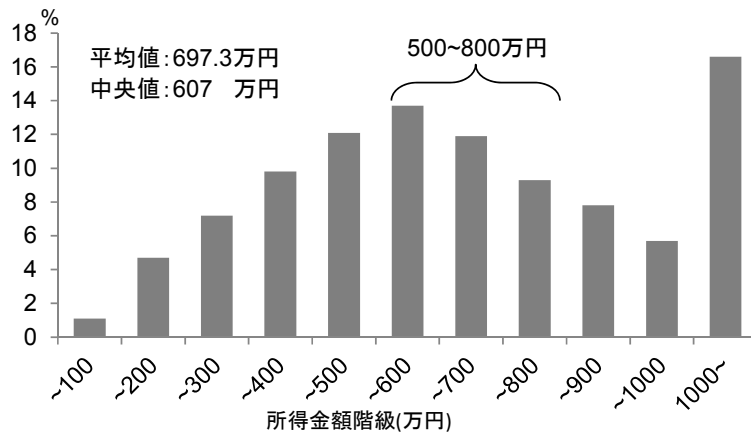
<sup>24</sup> これらの試算値は、所得制限を仮定しなかったためであり、今後の制度設計において、所得制限をどのように設定するかによって収入増加幅が変わることになることに留意。

<sup>25</sup> 試算では総所得金額 489 万円～817 万円の世帯において実質収入が減少することとなった。

<sup>26</sup> 厚生労働省『平成 22 年国民生活基礎調査』（平成 23 年 7 月 12 日）

<sup>27</sup> 図表 8 は、児童数に関係なく児童を持つ世帯全体を対象とした分布であり、本稿の試算はそのうちの特定の世帯を想定している点には注意が必要である。

図表8 児童のある世帯における所得金額階級別世帯の相対度数分布



(出所) 厚生労働省『平成 22 年国民生活基礎調査』から作成

第3に、①の3歳未満の子を養育する世帯のうち、総所得金額が800万円程度以上の高所得階層において、実質収入が増加している点である。なお、この点は②の小学生の世帯でも一部確認することができる。

本試算から、第1の点のように、児童手当や子ども手当制度が子育てを経済的に支援するという趣旨からすれば、比較的 low 所得世帯の実質収入を厚めに増加させることは理想的なものとみることができるだろう。しかし、第2や第3の点のように、制度改正の組合せによっては、中所得世帯では逆に実質収入が減ってしまう一方、高所得世帯では実質収入を増加させてしまう可能性があることも示された。収入が減ってしまう世帯があること、高所得者の給付が厚くなることに関して子育ての経済的支援という趣旨から十分な検討が求められる。

## 5. 実態を反映させた制度設計の必要性

本稿では、児童手当と子ども手当の関係について制度面及び財政面から整理するとともに、子ども手当といった新制度導入と税制改正の2つの制度変更によって子供を養育する世帯の実質収入の変化を試算した。

このうち、試算からは、新制度導入による給付額増加及び年少扶養控除廃止の制度改正の組合せにおいては、低所得世帯に対して実質収入増という効果がある一方で、中所得世帯の実質収入を減少させたり、一部の高所得者世帯の実質収入を増加させたりする可能性があることが示された。この要因は、世帯構成や総所得金額に応じて影響度合いが異なってくる税制や手当制度における所得制限が影響しているためである。同じ制度や同じ収入であったとしても、

世帯の構成が異なる場合や所得制限をどこで区切るかなど想定次第で実質収入に与える影響度が異なることには注意が必要である<sup>28</sup>。

また、本稿の試算は、あくまで各制度に則した算定方法に従って算出した結果であり、実際に、どの程度の数の世帯に影響が及ぶことになるのかについて示すものではない<sup>29</sup>。このため、この試算結果だけをもって我が国全体でみた家計の実質収入の変化について評価することは難しい<sup>30</sup>。

以上の点を踏まえると、子供に対する手当制度における給付額を検討するにあたっては、給付額の増減のみにとらわれず、所得制限や年少扶養控除廃止による世帯収入への影響を含めた実質収入の増減も勘案して、制度設計を行っていく必要があるだろう。また、その際には、制度の理念だけでなく、個票データ等を利用して国民生活の実態を定量的に把握することも求められる。厳しい財政状況の中、子育て支援としてより効率的かつ効果的な制度となるために、詳細な議論が行われることが望まれる。

(内線 75043)

---

<sup>28</sup> 補論において、世帯構成の違いや所得制限を適用した場合、どの程度実質収入に違いが出るのかについて、試算した。

<sup>29</sup> こうした実際の世帯への影響の分布を試算するためには、各世帯の個別の情報が示された個票データ（調査票データ）が必要となる。個票データ（匿名化したもの）は、平成 19 年の統計法改正によって、研究目的として二次利用することができるようになった。なお、世帯別の影響分布を確認するためには、家族構成や所得の把握ができる『国民生活基礎調査』の個票データを用いた分析が適しているが、統計法第 32 条に規定される二次利用が可能となる行政機関等として国会は規定されていないことなどから、本稿執筆において当該データに基づく分析を行うことはできなかった。

<sup>30</sup> やや極端に言えば、実質収入が減少する中所得階層に相当する世帯がゼロならば、対応する必要はないが、逆に多くの世帯が属するならば、社会的な影響は大きくなるため政策対応が必要になるだろう。

## 補論 世帯構成や所得制限適用による実質収入への影響（試算）

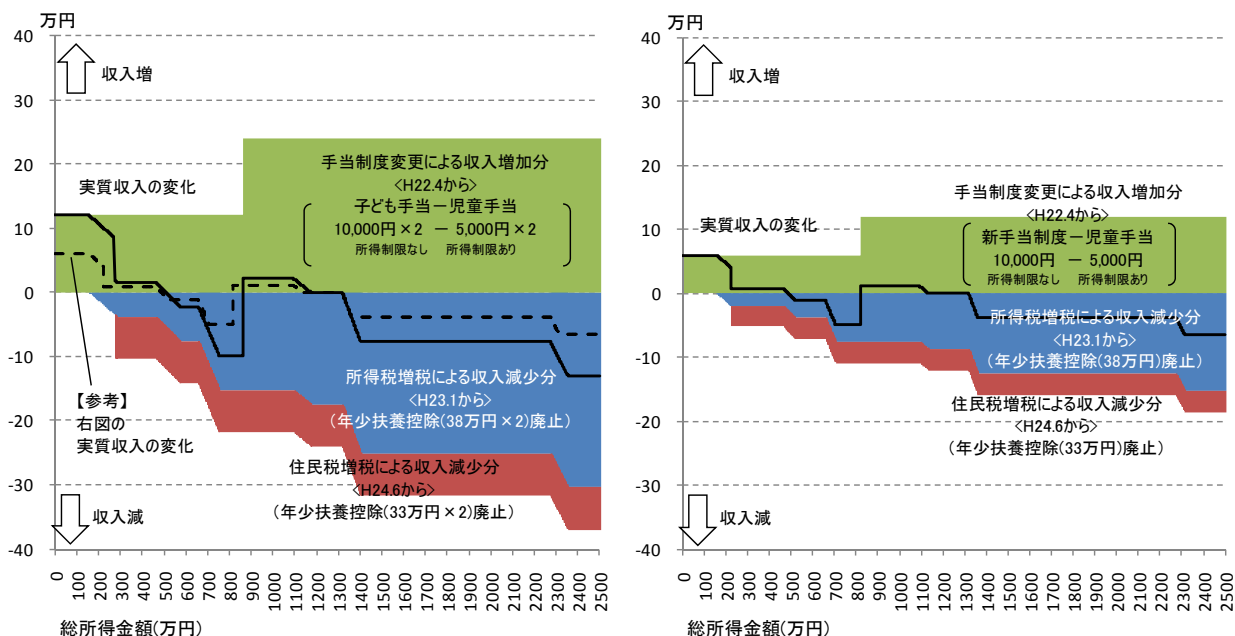
本論における試算は、(1)世帯の子供は1名、(2)所得制限はないことを前提としたが、これらの条件を変えた場合、制度の変更によって実質収入はどのようになるのか。そこで、補論では、(1)世帯の子供を2名にした場合、(2)所得制限を導入した場合に前提条件を変えて本論と同様の試算を行う。いずれのケースについて本論図表7の②小学生のケースと比較する。

まず、(1)の世帯の子供数が2名のケースについてみると（補論図表1）、本論試算の子供1名のケースと比較して、手当制度変更による増収幅が2倍となっている一方、増税に伴う減収幅もおおむね2倍になっている<sup>31</sup>。その結果、最終的な実質収入の増減幅は、本論試算ケースと比較して2倍程度の違いが生じている。このように、基本的には、子供の数に比例して実質収入幅が変わることになる。ただし、総所得金額によっては必ずしも上記の状況が当てはまらない場合もみられる。これは年少扶養控除が廃止されることによって、課税ベ

補論図表1 制度改正に伴う実質収入の変化（小学生2名のケース）（試算）

【小学生2名】

【小学生1名】：本論図表7②再掲



(注) 試算方法は図表7に同じ。

(出所) 筆者作成

<sup>31</sup> 補論図表1は、本論図表7と比較して、縦軸のスケールが2倍になっているので注意。

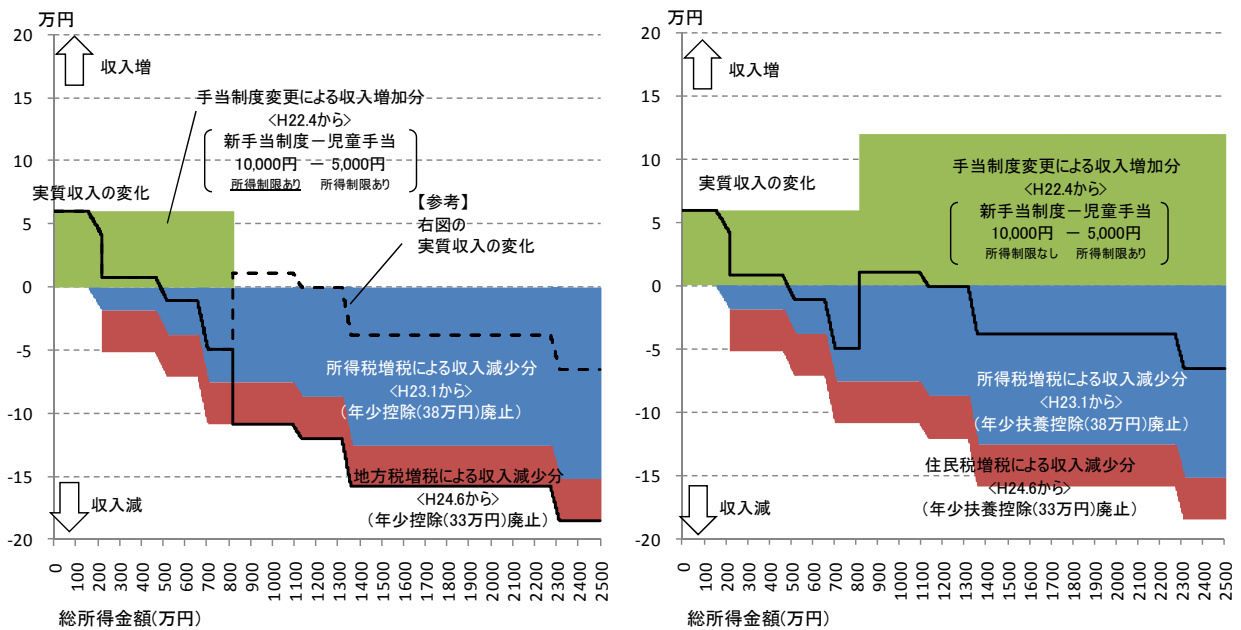
一スとなる所得が増加し、超過累進課税に則って適応される税率が変わったことが影響しているものと考えられる。

次に、(2)の所得制限を導入した場合のケースをみる（本論図表2）。ここでは、所得制限のかかる総所得金額について、従来の児童手当制度と同じ金額を想定した。このため、所得制限金額を超過した世帯は、新手当制度が導入されたとしても収入の増加はなく、年少扶養者控除の廃止による収入減少の影響だけを受けることになる。これにより、実質所得は大幅に減少する。なお、このケースでは児童手当制度と同じ所得制限を仮定したものであるが、所得制限をどのような金額に設定するによって、実質収入への影響度が変わってくることになるだろう。

補論図表2 制度改正に伴う実質収入の変化（所得制限のケース）（試算）

【所得制限あり】

【所得制限なし】：本論図表7②再掲



(注) 試算方法は図表7に同じ。子供1人のケース。所得制限となる総所得金額は、従来の児童手当制度と同じ金額とした。

(出所) 筆者作成